

平成 20 年 6 月 20 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準適用指針第 15 号

# 「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」 の改正

### 公表にあたって

平成 19 年 3 月 29 日に公表された標記の適用指針に示す事項については、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成 19 年 3 月 14 日公表）における「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」（第 19 項（21）及び第 25 項（20））にあたるものとして、一定の場合には注記することとなると解されています。

しかしながら、標記の適用指針は、「四半期財務諸表に関する会計基準」より後に公表されたものであり、四半期連結財務諸表における取扱いが必ずしも明確ではないことから、標記の適用指針で明らかにすべきではないかという指摘があります。

企業会計基準委員会では、このような指摘を踏まえ、本適用指針について所要の改正を検討してまいりましたが、今般、平成 20 年 6 月 13 日の第 154 回企業会計基準委員会において、次の改正を行うことを承認しましたので、本日公表いたします。

なお、本適用指針の改正は、現行の解釈の確認であるため、公開草案の手続を経ずに公表するものです。

## 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」の改正

企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（平成 19 年 3 月 29 日）を次のように改正する。

改正後	改正前
<b>企業会計基準適用指針第 15 号</b> <b>「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」</b>  平成 19 年 3 月 29 日 改正平成 20 年 6 月 20 日 企業会計基準委員会	<b>企業会計基準適用指針第 15 号</b> <b>「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」</b>  平成 19 年 3 月 29 日 企業会計基準委員会
<b>適用時期等</b> 4. <u>平成 19 年 3 月公表の本適用指針（以下「平成 19 年適用指針」という。）は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む。）から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度から適用することができる。（以下 略）</u>	<b>適用時期等</b> 4. 本適用指針は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む。）から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度から適用することができる。（以下 略）
4-2. <u>平成 20 年改正の本適用指針（以下「平成 20 年改正適用指針」という。）は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間又は四半期連結会計期間を含む。）から適用する。</u> <u>なお、連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において開示対象特別目的会社に係る注記を行う場合（第 2 項参照）にも、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（当該事業年度を構成する中間会計期間又は四半期会計期間を含む。）から適用する。</u>	（新 設）
5. 開示対象特別目的会社の開示に関する基礎データの入手、その確認や整理等に時間を要することなどから、 <u>平成 19 年適用指針を平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度を構成する中間連結会計期間及び事業年度を構成する中間会計期間から適用することが困難と認められる場合には、当該中間連結会計期間及び中間会計期間において、平成 19 年適用指針を適用しないことができる。ただし、この場合には、その旨及び理由を注記する。</u>	5. 開示対象特別目的会社の開示に関する基礎データの入手、その確認や整理等に時間を要することなどから、 <u>本適用指針を平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度を構成する中間連結会計期間及び事業年度を構成する中間会計期間から適用することが困難と認められる場合には、当該中間連結会計期間及び中間会計期間において、本適用指針を適用しないことができる。ただし、この場合には、その旨及び理由を注記する。</u>

<p><b>議 決</b></p> <p>6. <u>平成 19 年適用指針は、第 125 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>6. <u>本適用指針は、第 125 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>
<p>6-2. <u>平成 20 年改正適用指針は、第 154 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>経 緯</b></p> <p>7. (省 略)</p> <p>しかしながら、この取扱いについては、近時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかという指摘がある。子会社の範囲について、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入した連結原則において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、企業会計基準委員会は、今後、この取扱いについて検討することとしている。</p> <p>一方、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられることから、当委員会は本適用指針を公表することとした。</p> <p><u>なお、平成 19 年適用指針では、四半期財務諸表における取扱いが必ずしも明らかではないという指摘があったことから、その取扱いを明確にするため、平成 20 年 6 月 20 日に改正した（第 13 項参照）。</u></p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>経 緯</b></p> <p>7. (省 略)</p> <p>しかしながら、この取扱いについては、近時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかという指摘がある。子会社の範囲について、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入した連結原則において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、企業会計基準委員会（以下「<u>当委員会</u>」という。）は、今後、この取扱いについて検討することとしている。</p> <p>一方、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられることから、当委員会は本適用指針を公表することとした。</p>
<p><b>四半期連結財務諸表に関する注記事項</b></p> <p>13. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項に照らし、第 3 項の注記事項について、</u></p>	<p>(新 設)</p>

<p>前年度末の記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、次の区分に応じて、該当する事項を記載することとなる。</p> <p>(1) 開示対象特別目的会社の概要</p> <p>(2) 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>(3) 開示対象特別目的会社との取引金額等</p>	
--	--

以 上